

## 【参考例】設置運用基準

1 設置目的

\_\_\_\_\_における犯罪防止のため

※施設名や場所を記載

2 設置年月日

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

3 撮影対象区域

別紙「配置図」のとおり

※「配置図」には、カメラの設置場所、撮影方向などを表示

4 設置の表示及び表示場所

別紙「配置図」のとおり

※条例施行規則にて「防犯カメラを設置する旨」、「設置者の名前」の表示を義務付けています。（例）「防犯カメラ作動中」「設置者名」を記載したシール等の表示

5 管理責任者等の指定

(1) 管理責任者 \_\_\_\_\_

(2) 防犯カメラを取り扱う者 \_\_\_\_\_

※職名でもよい

6 機器構成

防犯カメラの機器構成は、別紙「機器構成図」のとおりとする。

7 保守及び点検

防犯カメラの機能維持のため、\_\_\_\_\_か月ごとに保守点検を行う。

8 画像データの管理

(1) 保管場所

\_\_\_\_\_

※建物や部屋の名称及び防犯カメラ内のSDカード等

(2) 保管方法

保管場所は、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理する。管理責任者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

※SDカード等の情報はID・パスワードでしか抜き出すことができない  
等

(3) 保存期間

保存期間 \_\_\_\_\_日

※条例施行規則で保存期間は30日以内としています。

(4) 廃棄方法

保存期間を経過した画像データは、上書き等により速やかに、かつ、确实

に消去する。

## 9 目的外利用及び外部提供

記録された画像データは、設置目的以外のために利用しないこととする。また、次の場合を除き第三者に提供することをしないこととする。

- (1) 画像データから識別される特定の個人の同意があるとき。
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3) 市民等の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

## 10 苦情の対応

防犯カメラの設置及び運用に関する苦情を受けた時は、迅速かつ誠実に対応する。